

設の設置・構造変更等の届出についても、同様の趣旨から、事務処理の迅速化に資する取組等を参考に、審査期間の短縮に努めていただくようお願いします。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づき技術的な助言であることを申し添えます。

別紙 1

大気汚染防止法 Q & A 集

環境省水・大気環境局大気環境課

日ごろから疑問に感じている事項及び自治体担当者や事業者から環境省に寄せられているばい煙排出規制に係る大気汚染防止法令の疑義を分野別に取りまとめ、回答を整理した。なお、整理した分野はばい煙発生施設に関連する事項とした。

表 整理した Q & A の内容

分野区分 整理した Q & A の内容

1. 定義（法 2 条関連）

(1) ばい煙発生施設 (2) 重油換算の方法 (3) 火格子 (4) 焼却能力

2. 排出基準（法 3 条、法 4 条関連）

(1) 排出口 (2) K 値規制（いおう酸化物の排出基準）

3. 総量規制基準（法 5 条の 2 関連）

(1) 総量規制基準の算定方法

4. ばい煙発生施設の設置の届出（法 6 条関連）

(1) 届出全般 (2) 複合施設の取扱い（記載値） (3) 変更届出

5. ばい煙量等の測定（法 16 条関連）

(1) 測定回数 (2) 測定方法 (3) 測定結果

6. 事故時の措置（法 17 条関連）

(1) 特定施設

1. 定義（法 2 条関連）

(1) ばい煙発生施設

①規制対象について a. ばい煙発生施設に脱臭炉が設置されている。脱臭炉では消化ガスを燃料としてバーナーによる燃焼を行い、脱臭している。燃料使用量は、重油換算で 50L/h 以上となるが、ばい煙発生施設に該当するか。 b. ばい煙発生施設からの排ガスについて、排ガス処理後に白煙防止装置を設置している施設がある。構造は直火炉型で、バーナー燃焼により白煙防止を図っている。燃料使用量は重油換算で 50L/h 以上となるが、ばい煙発生施設に該当するか。 ●回答 a、b：ばい煙発生施設の排ガスを処理するためだけの施設は、施行令別表第 1 に該当する施設がないため、ばい煙発生施設にはあたらない。

(2) 重油換算の方法

①LPG の重油換算の方法 LPG を燃料として使用する金属溶解炉の規模要件の判断におい

て、バーナーの燃 焼能力を重油換算する場合、LPGの発熱量を液体、気体のどちらで算出すべきか。 ●回答 昭和 46 年 8 月 25 日付け、環大企第 5 号第 1 の 2 に示す燃料の燃焼能力の重油換算 に係る取扱いのうち、重油 1 0 L あたりが、ガス燃料 1 6 m³ に相当するものとして 取り扱われたい。なお、ガス燃料となるかは、標準状態（1 気圧、温度零度）の状 態で判断するものとする。

(3) 火格子

①一部傾斜した火格子について 一部が傾斜していて、全体の水平投影面積は、規模要件に満たない施設があるが、 これはばい煙発生施設に該当しないのか。 ●回答 該当しない。

②火床について ガス化燃焼方式の廃棄物焼却炉について、空気の供給量や火床の穴の面積が、実際 の火格子燃焼方式のものより小さく異なる場合でも、少しでも火床の穴から空気を供給していれば火格子とみなしてよいか。 ●回答 火床の板に穴が開いていて、下から空気を供給することができるものは、火格子と して取り扱ってきている。なお、この場合の火格子面積は、炉床面積を火格子面積 として取り扱うこと。

(4) 焼却能力

①焼却能力について 複数の廃棄物（廃プラスチック、汚泥、紙ごみ）を様々な割合で同時に焼却処理で きる炉の場合、何を燃やすかによって焼却能力（kg/h）も変化する。どのよう に判 断すればよいか。 ●回答 1 時間あたり最大の処理量で判断すべきである。

2. 排出基準（法 3 条、法 4 条関連）

(1) 排出口

①煙突高さの求め方 ばい煙発生施設の SO_x 排出基準を計算する際、斜め吹き出しの煙突から排出される SO_x 排出基準の計算方法について、計算式が存在しないことから、どのよ うな計算 方法をとるべきか。 ●回答 変形煙突であるとして、 $H_e = H_0$ としても差し支えない。なお、 H_m 、 H_t が客観的に見 て正しく算出されるのであれば、その値を用いてもよい。基本的には排出口の向き（角度）に応じた排煙上昇高さ（垂直成分）を求め、有効 排出口高さを求めればよいと思料するが、排ガス流速、排ガス温度も考慮したう え で判断されたい。

(2) K 値規制（いおう酸化物の排出基準）

①市町村合併後の K 値 市町村合併後の K 値はどのようにすればよいか。また、元の市町村名が残る場合で はなく、新たな市町村名ができる場合は K 値をどのようにすればよいか。 ●回答 市町村合併が行われた場合の K 値適用については、合併する前に各々の地域（市町 村）に適用されていた K 値が合併後においても適用される。「大気汚染防止法施行令別表第 3」に掲げる K 値は同表の備考に、「この表に掲げ る区域は、昭和 51 年 9 月 1 日における行政区画その他の区域又は道路によって表 示されたものとする。」とされており、その後行政区域変更があった場合は、昭 和 51 年 9 月 1 日時点の地域に該当する K 値を適用することとなる。

3. 総量規制基準（法5条の2関連）

(1) 総量規制基準の算定方法

①原燃料の使用量について「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について」（昭和50年2月24日、環大規第24号）第3の1(2)によれば、 W の値は、原則として定格の原燃料使用量とすること。ただし、定格使用量と通常の使用量（季節別、昼夜別に変動がある場合には変動する量の最大値）に大きな差があり、定格使用量を用いると不公平が生じる場合には、通常使用量を用いることができる。とされている。年数回の施設立ち上げ時にのみ補助バーナーを使用する施設については、補助バーナー分を加えた燃料使用量を「通常の使用量」とみなし W とすべきか。●回答 通常、ばい煙発生施設の規模要件の算定等に当たっては、立ち上げ時のみの補助バーナーの燃料は燃料使用量から除いている。また、(b)の記述は、定格使用量と比べ、通常の使用量が少ない場合に勘案すべき事項である。従って、補助バーナー分を含めない「定格燃料使用量」を W とされたい。

②2つの指定地域となる場合の扱い 同一の工場で、指定地域をまたがって、ばい煙発生施設を設置する場合、総量規制基準はどのように設定すべきか。●回答 総量規制基準は、指定地域において指定ばい煙を排出する工場又は事業場（特定工場等）において発生する指定ばい煙について定められているので（法第5条の2参照）、照会の例のように同一の工場が2つの指定地域の境界をまたがっている場合には、総量規制基準等はそれぞれの指定地域内にある施設について別々に適用されることとなる。

4. ばい煙発生施設の設置の届出（法6条関連）

(1) 届出全般

①同一施設の届出について 廃止届出を行ったが撤去していない焼却炉について、事業者のその後の事情変化により、再度使用する場合に、設置届出、使用届出のいずれになるか。●回答 設置届出が必要である。法第11条に規定する廃止届け出は、一般的には撤去する場合を含め、ばい煙発生施設を永久に使用しない又はばい煙発生施設をばい煙発生施設の使用として使用しない場合に行う手続きである。また、法第7条第1項に規定する届出は、既設で法規制対象外のばい煙を排出する施設が、法改正等により法規制対象のばい煙発生施設となった場合に行う手続きである。照会のあった施設は、そもそも法規制対象であるものを廃止したものであるから、当該施設の使用にあたっては、法第6条に基づく新たな設置届出が必要である。その際には、当然のことながら、当該施設の排出基準は、最新の基準が適用される。

②情報公開請求について 大気汚染防止法に基づく届出書の情報公開要望が住民から出されているが、開示して良いか。●回答 公開条例等により、判断されたい。

(2) 複合施設の取扱い（記載値）

①集合煙突の排ガス量 1つの煙突に2つの施設の排ガスが流れ込む場合の排出ガス量の届出をどのようにすべきか。●回答 届出は施設の排出ガス量を把握するものであるため、

それぞれの施設単体の排出ガスを量を入されたい。

(3) 変更届出 ①仮設煙突の取扱い 煙突の建て替え工事期間中に仮設煙突から排煙する計画がある。(a) 仮設煙突についても変更届出が必要か。(b) 仮設煙突が低くてK値をクリア出来ない場合認められるか。●回答 (a)法第6条第1項の4号～6号に掲げる事項に変更がある場合には、原則として 変更届出が必要である。(b)認められない。

②同一仕様の煙突立て替えについて 煙突を老朽更新で立て替えた。この際に立て替えた煙突が立て替え前の旧の煙突の仕様(同じ場所、同一構造、同じ高さ)と同じものとなっている。この際に大気汚染防止法第8条(ばい煙発生施設の構造等の変更の届出)に基づく、変更届出は必要となるか。●回答 様式第1別紙3の「設置年月日」が変更される場合にあっては、法第8条(ばい煙発生施設の構造の変更の届出)に基づき、施設の変更の届出が必要となる。

5. ばい煙量等の測定(法16条関連)

(1) 測定回数 ①休止中の取扱い 大気汚染防止法施行規則第15条では「1年間につき継続して休止する期間が6月以上のばい煙発生施設に係る測定については、年1回以上」とあるが、1年以上休止中の施設も測定は年1回以上なのか。●回答 休止中の施設は、ばい煙を排出しないため、測定の必要はない。

(2) 測定方法

①自動測定器の取扱い 総量規制等で、事業者が自動測定器を設置しているが、その結果をもって法第16条で定めるばい煙量等の測定を行ったとみなせるのか。●回答 自動測定結果の取扱いについて、施行規則に定める測定方法として認められている分析法であれば、その結果を法第16条で定めるばい煙量等の測定に用いることは差し支えない。ただし、SO_xに関しては、SO₂からSO_xへの換算が必要であることから、排ガスのSO_xとSO₂の比率が一定である場合に限られること、排ガス量の測定を併せて行い、単位換算することなどが必要となる(昭和46年8月25日、環大企第5号)。

②複数ある排出口の選定について 排出口(煙突経路)が2箇所あるばい煙発生施設の測定について、次のいずれで指導すればよいか。(a)各々の排出口で測定させる。(b)両方を測定してみて同一の性状と認められれば片方のみで測定する。●回答 排出口すべてについて排出基準を満たすことが必要である。

③複数ある排出口の選定について 1つの施設が複数の排出口を有するときには、個々の排出口ごとに測定すべきであるが、施設構造上ばい煙濃度が最も高いと推察される排出口が明確な場合、その排出口で基準を満足していれば他の排出口で測定をする必要はないと考えるがどうか。●回答 排出口すべてについて排出基準を満たすことが必要である。

(4) 測定結果

①計量証明について 社内分析による結果について計量証明が必要か。●回答 環境計量証明書は、施行規則で定める測定方法による社内分析の結果を法第16条に定めるばい煙量

等の測定結果とする場合は不要であるが、第三者に委託等を行う 場合には計量法の規定により計量証明書が必要である。

②電子ファイルによる保存について 大気汚染防止法第 16 条のばい煙等の測定結果を電子ファイルで保存してもよいか。 ●回答 大気汚染防止法第 16 条で「ばい煙排出者は環境省令で定めるところにより、…、その結果を記録し、これを保存しなければならない。」と記述され、大気汚染防止 法施行規則第 15 条第 2 項第 1 号で「前項各号の測定（…）の結果は、様式第 7 に よるばい煙量等測定記録表により記録し、その記録を 3 年間保存すること。」同項 第 2 号で「前項第 1 号及び第 4 号の常時の測定の結果は、測定年月日、測定箇所、 測定方法及びばい煙発生施設の使用状況を明らかにして記録し、その記録を 3 年間 保存すること。」と記述されている。大気汚染防止法施行規則第 15 条第 2 項第 1 号 若しくは、第 2 号に定められた様式の型式、内容を記載できれば電子ファイルで保 存することも可能と考える。

6. 事故時の措置（法 17 条関連）

(1) 特定施設

①特定物質の発生について 大気汚染防止法第 17 条には「…物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生す る物質のうち…政令で定めるもの「特定物質」を発生する施設「特定施設」…」と規定されている。特定物質として、掲げられているものを原料として扱う施設は、特定施設となるか。 ●回答 政令に定める 28 物質のうちいずれかが物の合成、分解その他の化学的処理に伴い 発生するおそれのある施設はすべて含める。

（以下略）

廃棄物処理法の規制

(火葬場からの排出に関連する部分を抜粋)

1. 廃棄物処理法と廃棄物の種類

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）は、産業廃棄物を含めた廃棄物全般の処理責任や処理基準を明確化し、廃棄物処理の基本体制を整備して生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律である。1970年の第64回臨時国会（通称：公害国会）において、従前の「清掃法」（1954）を全面改正する形で制定され、累次の改正を経て今日に至っている。

同法は、廃棄物¹を「産業廃棄物」と「一般廃棄物」の2つに区分し、それぞれ責任の所在と処理方法を規定している。

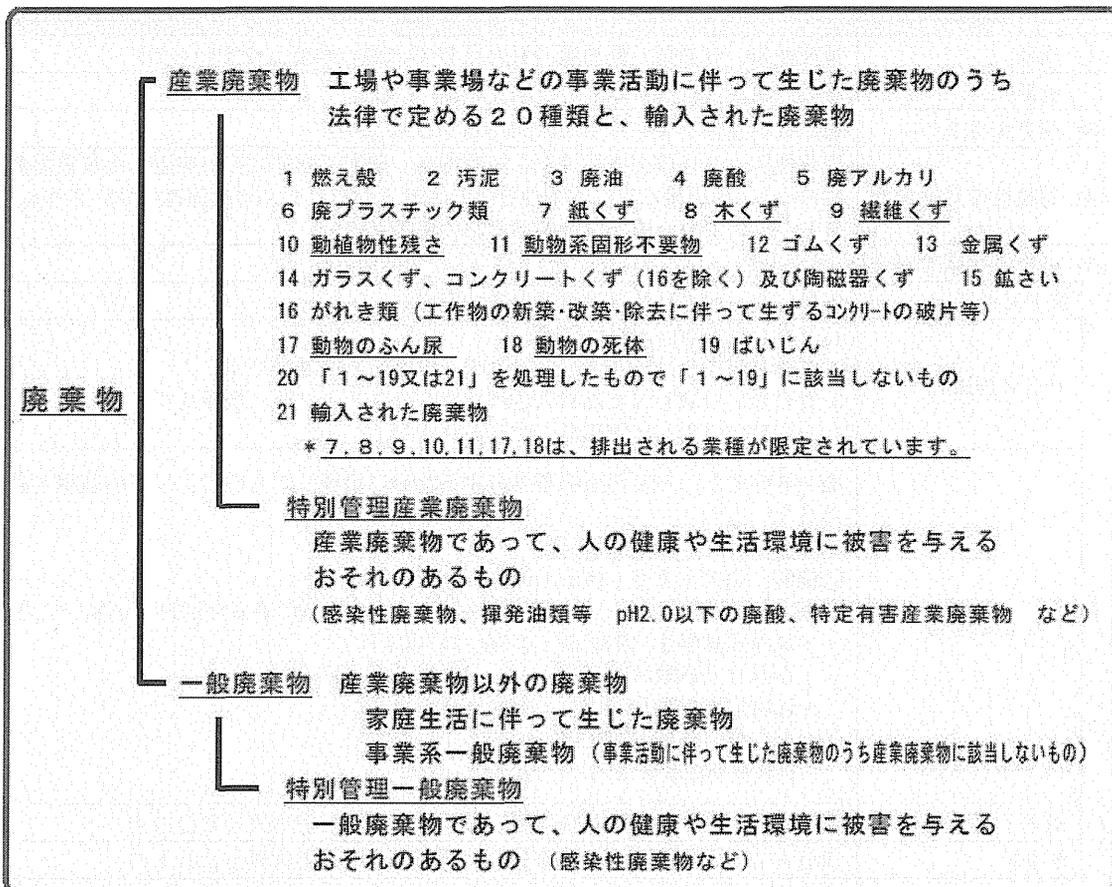
「産業廃棄物」は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法で定められた20種類と、輸入された廃棄物をいう（法第2条第4項）。その処理責任は排出事業者¹に課せられている（法第3条第1項）。産業廃棄物のうち、爆発性や毒性、感染性等の人の健康や生活環境に被害を生ずるおそれのある廃棄物を「特別管理産業廃棄物」と規定し（法第2条第5項）、通常の廃棄物よりも厳しい規制下に置いている。

「一般廃棄物」は、産業廃棄物以外の廃棄物を指し（法第2条第2項）、その処理は市町村の責務となっている（法第4条第1項）。こちらも、爆発性や毒性、感染性等の人の健康や生活環境に被害を生ずるおそれのある廃棄物について「特別管理一般廃棄物」と規定し（法第2条第3項）、通常の廃棄物よりも厳しい規制下に置いている。

整理すると、次頁の図のようになっている。

¹ 廃棄物処理法において「廃棄物」とは、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物または不要物であって、固形状または液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）と定義されている（法第2条第1項）。すなわち、不要物であり、かつ、そのものが他人に有償で売却することができなくなったものである。

廃棄物の種類



資料出所：北海道環境生活部：廃棄物処理法の概要（平成27年4月改訂）

特別管理産業廃棄物の種類

種類	内容
(1) 廃油	揮発油類、灯油類、軽油類（引火点 70℃未満の燃焼しやすいもの）
(2) 廃酸	著しい腐食性を有するもの（pH2.0 以下のもの）
(3) 廃アルカリ	著しい腐食性を有するもの（pH12.5 以上のもの）
(4) 感染性産業廃棄物	医療機関、試験研究機関等から医療行為、研究活動等に伴い発生した産業廃棄物のうち、排出後に人に感染性を生じさせるおそれのある病原微生物が含まれ、もしくは付着し、またはそのおそれのあるもの
(5) 特定有害産業廃棄物	
廃PCB等	廃PCB（原液）及びPCBを含む廃油
PCB汚染物	1. PCBが塗布された紙くず 2. PCBが染み込んだ汚泥、紙くず、木くず及び繊維くず 3. PCBが付着しまたは封入された廃プラスチック類、金属くず 4. PCBが付着した陶磁器くず、がれき類
PCB処理物	廃PCB等またはPCB汚染物を処分するために処理したもので、以下の基準を満たさないもの ①廃油 PCB 0.5mg/kg 以下 ②廃酸、廃アルカリ PCB 0.03mg/L 以下 ③廃プラスチック、金属くず、陶磁器くず、PCBの付着または封入が無いこと ・洗浄液試験法（洗浄液：0.5mg/kg 以下） ・ふきとり試験法（面積：0.1μg/100cm ² 以下） ・部材採取試験法（部材：0.01mg/kg 以下） ④上記以外（汚泥、燃え殻、ばいじん） PCB 0.003mg/L 以下
指定下水汚泥	環境省令で定める判定基準（※）に適合しない有害物質を含むもの
鉱さい	環境省令で定める判定基準（※）に適合しない有害物質を含むもの
廃石綿等	1. 建築物から除去した、飛散性の吹き付け石綿、石綿含有保温材及びその除去工事に用いられ、廃棄されたプラスチックシートなど 2. 大気汚染防止法の、特定粉じん発生施設において生じたものであって、集じん装置で集められた飛散性の石綿など
ばいじん、燃え殻、廃酸、廃アルカリ、汚泥	・政令で定められた一定の施設から排出される、環境省令で定める判定基準（※）に適合しない、ばいじん、燃え殻、廃酸、廃アルカリ、汚泥またはこれらの処理物 ・輸入廃棄物の焼却炉ばいじん、燃え殻、排ガス洗浄汚泥またはこれらの処理物
廃油	・政令で定められた一定の施設から排出される、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロ+D33エタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン（いずれも廃溶剤に限る。濃度には関係ない。）またはこれらの処理物

資料出所：環境省資料より作成

※「環境省令で定める判定基準」は次頁に掲載

■＝火葬場に関連する廃棄物

有害物質	燃え殻、ばいじん、鉍さい (値を超えるもの) (溶出 mg/L)	汚泥、産業廃棄物を処分 するために処理したもの (値を超えるもの) (溶出 mg/L)	廃酸・廃アルカリ (値を超えるもの) (溶出 mg/L)
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
水銀またはその化合物	0.005	0.005	0.05
カドミウムまたはその化合物	0.3	0.3	1
鉛またはその化合物	0.3	0.3	1
有機燐化合物	—	1	1
六価クロム化合物	1.5	1.5	5
砒素またはその化合物	0.3	0.3	1
シアン化合物	—	1	1
PCB	—	0.003	0.03
トリクロロエチレン	—	0.3	3
テトラクロロエチレン	—	0.1	1
ジクロロメタン	—	0.2	2
四塩化炭素	—	0.02	0.2
1,2-ジクロロエタン	—	0.04	0.4
1,1-ジクロロエチレン	—	0.2	2
シス-1,2-ジクロロエチレン	—	0.4	4
1,1,1-トリクロロエタン	—	3	30
1,1,2-トリクロロエタン	—	0.06	0.6
1,3-ジクロロプロペン (D-D)	—	0.02	0.2
チウラム	—	0.06	0.6
シマジン (CAT)	—	0.03	0.3
チオベンカルブ (ベチオカーブ)	—	0.2	2
ベンゼン	—	0.1	1
セレンまたはその化合物	0.3	0.3	1
ダイオキシン類	燃え殻、汚泥、ばいじん 3ng-TEQ/g 廃酸、廃アルカリ 100pg-TEQ/L		

資料出所：環境省資料より作成

■ = 火葬場に関連する有害物質

2. 排出事業者の処理責任

(1) 排出事業者責任

廃棄物処理法は、第3条において、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と定め、事業者に対し、事業系一般廃棄物²を含めた廃棄物全般の適正処理を義務づけている（排出事業者責任）。事業者は、廃棄物を自ら処理するか、廃棄物処理法に基づき定められた基準に従って、処理業者や再生利用業者、市町村等に処理を委託する必要がある。

(2) 産業廃棄物の事業者「自己処理」原則

わけても産業廃棄物に関しては、「事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない」（法第11条第1項）として、排出事業者による自己処理の原則を強調している。自己処理するにあたって、事業者は、「産業廃棄物処理基準」「産業廃棄物保管基準」を順守しなければならない（法第12条第1項～第2項）。

排出事業者による自己処理が原則ではあるが、自ら処理することができない場合は、外部委託を条件つきで認めている。

条件とは、①委託先が都道府県の許可を受けた業者等であること（法第12条第5項・第12条の2第5項）、②委託基準を遵守すること（法第12条第6項・第12条の2第6項）、③廃棄物の引き渡しの都度、委託先業者に「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」を交付し、委託処理終了後に業者からその旨を記載したマニフェストの写しの送付を受け、処理終了を確認すること（法第12条の3）、④処理状況に関する確認を行い、最終処分が終了するまでの一連の処理行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずること（法第12条第7項・第12条の2第7項）——の4点である。委託にあたっては、「収集運搬業者」「処分業者」それぞれとの直接契約を書面で交わすものとし、同契約書は契約終了後も5年間保存しなければならない（委託の詳細は後述）。

なお、委託した産業廃棄物について、不法投棄等の不適正処理が行われ、生活環境の保全上の支障が生じ、または生ずるおそれがあると認められる場合、排出事業者がその支障の除去または支障発生の防止のために必要な措置をとるよう命ぜられることがある。

また、処理を委託する場合であっても、排出事業場から搬出されるまでの間は、保管基準に従い、産業廃棄物が保管場所から飛散・流出・地下浸透したり悪臭が発散したりしないよう適正な管理を行わなければならない（保管の詳細は後述）。

【罰則等】

・廃棄物の投棄禁止違反及び同未遂

² 事業系一般廃棄物についても事業者が自己処理することが原則であるが、一般廃棄物処理許可の有無や、中小規模事業者対策の関係などから、多くの自治体が事業系一般廃棄物についても収集・処理を実施している

…廃棄物を捨てた者は、5年以下の懲役もしくは、1,000万円以下の罰金、またはこの併科。廃棄物を捨てようとした者も、同様の罰則が適用される（法第25条第1項第14号、第2項）。措置命令（19P参照）の対象となる。（法第19条の4）

• **処理基準違反**

…産業廃棄物の処理基準・保管基準に違反した者は、改善命令または措置命令の対象となる。

• **委託基準違反**

…排出事業者が、許可を有しない業者に処理を委託した場合は、5年以下の懲役もしくは、1,000万円以下の罰金、またはこの併科（法第25条第1項第6号）。措置命令の対象となる。

…排出事業者が、委託基準に違反して処理を委託した場合は、3年以下の懲役もしくは、300万円以下の罰金、またはこの併科（法第26条第1号）。措置命令の対象となる。

• **マニフェスト不交付・未記載・虚偽記載**

…排出事業者が、マニフェストを交付せず、または必要な事項を記載せず、もしくは虚偽の記載をしてマニフェストを交付した場合は、6月以下の懲役、または50万円以下の罰金（法第29条第3号）。措置命令の対象となる。

• **改善命令違反**

…改善命令に違反した者は3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金に処し、またはこれを併科（法第26条第1項第2号）。

• **措置命令違反**

…措置命令に違反した者は5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金に処し、またはこれを併科（法第25条第1項第5号）。

※上記は行為者に対する処罰。法人の業務として行った場合、法人に対しても、それぞれの項目の罰金刑が科せられる。
ただし、廃棄物の投棄禁止違反及び同未遂については3億円以下の罰金刑が科せられる

（3）特別管理産業廃棄物を排出する事業者の義務

特別管理産業廃棄物を生ずる事業場であれば、上掲のほか、▽特別管理産業廃棄物管理責任者の設置義務▽帳簿備付け・記載・保存義務がある。

「特別管理産業廃棄物管理責任者」は、事業場ごとに置く必要があり、環境省令で定める資格（下記表）を有する者を充てなければならない（法第12条の2第8項・第9項）。

特別管理産業廃棄物管理責任者の資格・要件

- ①2年以上、法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- ②大学の理学、薬学、工学または農学卒で衛生工学または化学工学に関する科目を履修＋実務経験（廃棄物の処理に関する技術上の実務。以下同じ）2年以上
- ③大学の理学、薬学、工学または農学卒で衛生工学または化学工学以外の科目を履修＋実務経験3年以上

- ④短期大学または高等専門学校の理学、薬学、工学または農学卒で衛生工学または化学工学に関する科目を履修+実務経験4年以上
- ⑤短期大学または高等専門学校の理学、薬学、工学または農学卒で衛生工学または化学工学以外の科目を履修+実務経験5年以上
- ⑥高校の土木科または化学科の学科を履修+実務経験6年以上
- ⑦高校卒で理学、工学または農学の科目を履修+実務経験7年以上
- ⑧実務経験10年以上
- ⑨①～⑧と同等の知識を有すると認められる者（※公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが開催する「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」を修了した者）

帳簿については、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、以下の項目を記載しなければならない。

区分	記載事項	記載期限
運搬	1. 当該特別管理産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地 2. 運搬年月日 3. 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 4. 積替えまたは保管を行う場合には、積替えまたは保管の場所ごとの搬出量	翌月末まで
処分	1. 当該特別管理産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地 2. 処分年月日 3. 処分方法ごとの処分量 4. 処分（埋立処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量	翌月末まで

【罰則】

・産業廃棄物等管理責任者設置義務違反

…特別管理産業廃棄物を生ずる事業場であって、特別管理産業廃棄物管理責任者を置いていない場合は、30万円以下の罰金に処せられる（法第30条第5号）。

・帳簿等備付け・記載・保存義務違反

…特別管理産業廃棄物を生ずる事業場であって「帳簿を備えていない」「帳簿に記載しない」「虚偽の記載をした」「帳簿を保存しない」場合は、30万円以下の罰金に処せられる（法第30条第1号）。

※上記は行為者に対する処罰。法人の業務として行った場合、法人に対しても、それぞれの項目の罰金刑が科せられる。

3. 産業廃棄物の保管について

上述のとおり、産業廃棄物は、収集運搬または処分されるまでの間、産業廃棄物保管基準に従って、保管施設等で生活環境保全上支障が生じないように適正に保管する必要がある（法第12条第2項）。産業廃棄物の保管基準は、次のとおりとなっている（施行規則第8条）。

産業廃棄物の保管基準

1. 保管場所は、次の要件を満たすこと。

イ 周囲に囲いが設けられていること。廃棄物の負荷が直接かかる場合は、構造耐力上安全であること。

ロ 見やすい箇所に次の要件を備えた掲示板が設けられていること。

①60cm×60cm以上であること。

②次の事項を表示していること。

- ・ 廃棄物の保管場所である旨
- ・ 保管する廃棄物の種類
- ・ 保管場所の管理者の氏名または名称、連絡先（管理担当課名、TEL）
- ・ 屋外で容器を用いずに保管する場合は、最大積み上げ高さ

2. 廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭発散防止のために、次の措置を講ずること。

イ 汚水が生ずるおそれがある場合は、汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設け、かつ、底面を不浸透性の材料で覆うこと。

ロ 屋外において容器を用いずに保管する場合は、積み上げられた廃棄物の高さが以下の高さを超えないようにすること。

a 廃棄物が囲いに接しない場合は、囲いの下端から勾配50%以下。

b 廃棄物が囲いに接する場合（直接、壁に負荷がかかる場合）、囲いの内側2mは囲いの高さより50cmの線以下とし、2m以上の内側は勾配50%以下とする。（勾配50%とは、底辺：高さ＝2:1の傾きで約26.5度）

ハ その他必要な措置

3. 保管場所は、ねずみが生息し、蚊・はえ・その他の害虫が発生しないようにすること。

なお、特別管理産業廃棄物の保管にあたっては、上記の産業廃棄物の保管基準がそのまま適用されるほか、以下の措置を講ずることが定められている（施行規則第8条の13）。

特別管理産業廃棄物の保管基準

・ 特別管理産業廃棄物がその他のものと混合するおそれのないよう、仕切りを設けるなどの措置を講じる。ただし、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混在する場合で、そ

れ以外のものが混入するおそれのない場合は、この限りではない。

- ・特別管理産業廃棄物である廃油、PCB 汚染物または PCB 処理物は、容器に入れて密封するなど、揮発防止および高温にさらされないための措置を講じる。
- ・特別管理産業廃棄物である廃酸または廃アルカリは、容器に入れて密封するなど、腐食を防止するための措置を講じる。
- ・PCB 汚染物であって環境大臣が定めるものは、人の健康または生活環境に係る被害が生じないように形状を変更しないこと。
- ・PCB 汚染物または PCB 処理物は、その腐食防止のための措置を講じる。
- ・特別管理産業廃棄物である廃石綿は、梱包するなど飛散防止のための措置を講じる。
- ・腐敗するおそれのある特別管理産業廃棄物は、容器に入れて密封するなど、腐敗防止のための措置を講じる。

【行政処分／罰則】（再掲）

・処理基準違反

…産業廃棄物の処理基準・保管基準に違反した者は、改善命令または措置命令の対象となる。

・改善命令違反

…改善命令に違反した者は 3 年以下の懲役もしくは 300 万円以下の罰金に処し、またはこれを併科（法第 26 条第 1 項第 2 号）。

・措置命令違反

…措置命令に違反した者は 5 年以下の懲役もしくは 1000 万円以下の罰金に処し、またはこれを併科（法第 25 条第 1 項第 5 号）。

※上記は行為者に対する処罰。法人の業務として行った場合、法人に対しても、それぞれの項目の罰金刑が科せられる。

4. 委託について

既述のとおり、排出事業者は産業廃棄物・特別管理産業廃棄物を自ら処理することができない場合は、定められた基準により外部委託することができる。

(1) 委託先業者の選定

委託にあたっては、都道府県知事等の許可を受けた産業廃棄物処理事業者等³に委託しなければならない。また、委託しようとする産業廃棄物の処理が、当該処理業者の業務範囲に含まれていなければならない。排出事業者は、これらを確認した上で委託する必要がある（施行令第6条の2第1号、第2号）。確認は、公的機関が作成する許可業者等の名簿や許可証の確認、許可権者等への照会等確実な手段により行うものとする。

(2) 委託先業者との契約

1) 二者間契約の遵守

委託は、「収集運搬に関する委託」と「処分に関する委託」で別個のものとして扱い、それぞれ①収集運搬に関する委託契約については排出事業者⇄収集運搬業者間で、②処分に関する委託契約については排出事業者⇄処分業者間というように、二者間で取り交わさなければならない（法第12条第5項、法第12条の2第5項）。ただし、収集運搬及び処分を行う者が同一の相手方である場合は、この限りではない。

2) 再委託の禁止

また、受託した処理事業者が、契約当事者でない第三者に下請けに出す「再委託」は禁じられている（法第14条第14項／法第14条の4第16項）。

ただし、再委託基準⁴に適合した手続きにより実施する場合（施行令第6条の12／同第6

³ 施行規則第8条の2の8及び第8条の3に定める者。具体的には①産業廃棄物の処分をその事務として行っている市町村・都道府県、②専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの処理を業として行う者、③産業廃棄物の再生利用を行い、環境大臣の認定を受けた者、④環境省令で定める産業廃棄物の広域的な処理を行い（行う予定で）、環境大臣の認定を受けた者、⑤産業廃棄物の無害化処理を行い（行う予定で）環境大臣の認定を受けた者、⑥施行規則第9条及び10条の3各号に掲げる「産業廃棄物収集運搬業の許可を要しない者」「産業廃棄物処分業の許可を要しない者」

⁴ 産業廃棄物の再委託基準は次のとおり。

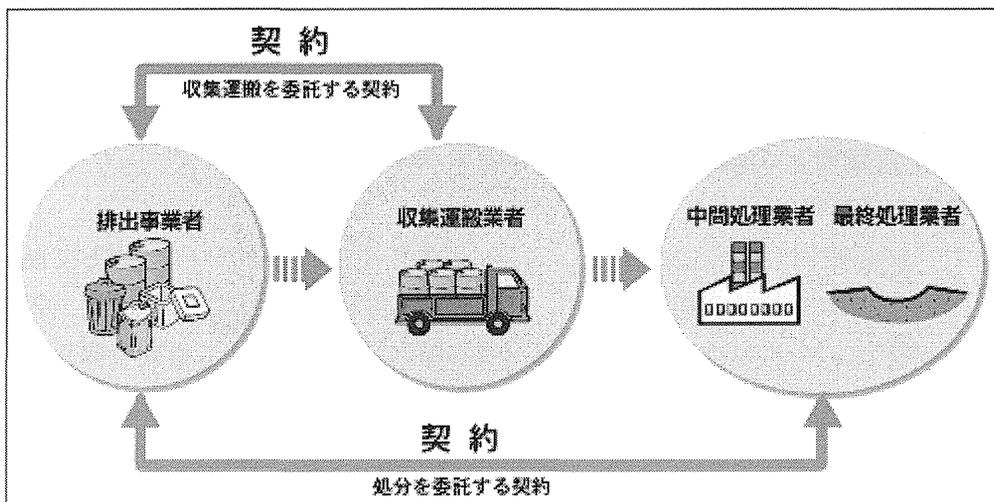
1. あらかじめ、排出事業者から委託を受けた者(受託者)は排出事業者に対して、再委託を受ける者(再受託者)の氏名・名称、及びその再委託が委託基準に適合していることを明らかにすること
2. あらかじめ排出事業者の書面による承諾を得ておくこと
3. その書面には次の事項が含まれていること
 - (1)委託した産業廃棄物の種類及び数量
 - (2)受託者の氏名または名称、住所及び許可番号
 - (3)承諾の年月日
 - (4)再受託者の氏名または名称、住所及び許可番号
4. 受託者は再受託者に対し委託契約書記載事項を記載した文書を交付すること
5. その他、委託基準に適合していること(受託者・再受託者間の書面契約が必要)
6. 排出事業者は、承諾書の写しを承諾日から5年間保存しなければならないこと

特別管理産業廃棄物の処理の再委託にあたっては、上記に加え、委託しようとする業者に対して、あらかじめ、廃棄物の種類、数量、性状、荷姿、取扱い上の注意について文書により通知しておく必要がある。

条の 15)、および受託者が改善命令、措置命令を受けた場合（施行規則第 10 条の 7/同第 10 条の 19) については、再委託が認められている。

とはいえ、再委託はあくまで例外という扱いであり、排出事業者には、廃棄物の横流しや処理の丸投げが行われないように、処理業者の能力をそれぞれ確認したうえで、必要な処理を適正に行う能力を持った業者と直接契約を結ぶ責務がある。

産業廃棄物の委託処理にかかる契約



資料出所：財団法人食品産業センターHP「ご存知ですか、マニフェスト制度」

3) 書面による契約締結

委託契約は必ず書面により行い、契約終了の日から 5 年間保存しなければならない。契約書に記載すべき事項と添付すべき書類は以下の通り（施行令第 6 条の 2 第 4 号および施行規則第 8 条の 4 の 2）。

契約書の共通記載事項

1. 委託する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類および数量
2. 委託契約の有効期間
3. 委託者が受託者に支払う料金
4. 受託者の事業の範囲
5. 委託者の有する適正処理のために必要な事項に関する情報
 - (ア) 性状および荷姿
 - (イ) 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
 - (ウ) 他の廃棄物の混合等により生ずる支障に関する事項
 - (エ) 日本工業規格 C0950 号に規定する含有マークの表示に関する事項
 - (オ) 石綿含有産業廃棄物が含まれる場合には、その事項
 - (カ) 特定産業廃棄物が含まれる場合には、その事項（放射性物質汚染対処特措法施行規則附則第 5 条）
 - (キ) その他、取り扱いに関する注意事項
6. 委託契約の有効期間中に前項の情報に変更があった場合の伝達方法に関する事項
7. 委託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項

8. 契約解除時の処理されない産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の取り扱いに関する事項

運搬委託契約書の記載事項

1. 運搬の最終目的地の所在地
2. （積替保管をする場合には）積替えまたは保管の場所の所在地、保管できる産業廃棄物の種類、保管上限に関する事項
3. （安定型産業廃棄物の場合には）積替えまたは保管の場所において、他の廃棄物と混合することの許否等に関する事項

【添付書類】

受託者の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業許可証の写し、または環境大臣の認定証の写し等（施行令第6条の2第4号および施行規則第8条の4）

処分委託契約書の記載事項

- 1) 処分または再生の場所の所在地、処分または再生の方法および処理能力
- 2) 最終処分の場所の所在地、最終処分の方法および処理能力

【添付書類】

受託者の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分業許可証の写し、または環境大臣の認定証の写し（施行令第6条の2第4号および施行規則第8条の4）

なお、特別管理産業廃棄物の処理を委託する場合は、委託しようとする業者に対して、あらかじめ、廃棄物の種類、数量、性状、荷姿、取扱い上の注意について文書により通知しておく必要がある（施行令第6条の6第1項、施行規則第8条の16）。

【罰則等】（再掲）

・委託基準違反

…排出事業者が、許可を有しない業者に処理を委託した場合は、5年以下の懲役もしくは、1,000万円以下の罰金、またはこの併科（法第25条第1項第6号）。措置命令の対象となる。

…排出事業者が、委託基準に違反して処理を委託した場合は、3年以下の懲役もしくは、300万円以下の罰金、またはこの併科（法第26条第1号）。措置命令の対象となる。

・措置命令違反

…措置命令に違反した者は5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金に処し、またはこれを併科（法第25条第1項第5号）。

※上記は行為者に対する処罰。法人の業務として行った場合、法人に対しても、それぞれの項目の罰金刑が科せられる

（3）産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付

産業廃棄物の処理を業者に委託する排出事業者は、産業廃棄物の引渡しの都度、「産業廃棄物管理票」（マニフェスト）を委託業者に交付しなければならない⁵。それも、“どんぶり勘定”のものではなく、廃棄物の種類⁶、運搬先ごとに細かく区分し、それぞれ産業廃棄物の名称、運搬業者名、処分業者名、最終処分を行う場所の所在地、取扱い上の注意事項などを記載する必要がある。

これは、委託してもなお、排出事業者が自ら出した産業廃棄物について適正処理がなされるよう関与し続ける枠組みとして、平成5年度から導入された制度で、「マニフェスト制度」と称される。制度導入当時は特別管理産業廃棄物だけに適用されていたが、今日では全産業廃棄物について適用されている。

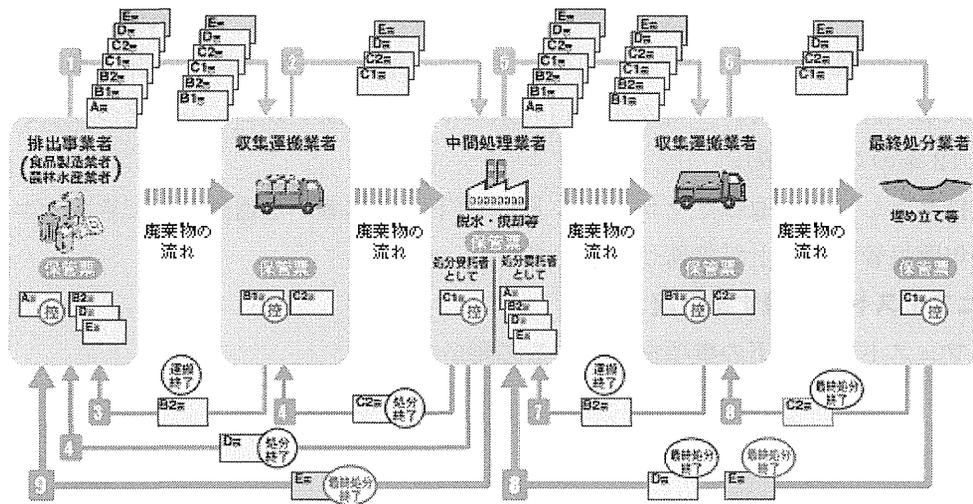
1) 産業廃棄物とマニフェストの流れ

マニフェストは複写式となっていて、控えを切り離しながら最終的な処分がされるまで廃棄物とともに運ばれていき、運搬→中間処分→運搬→最終処分という各段階の処理が終了するたびに、その旨を記してそれぞれ10日以内に“川上”の業者や排出事業者のマニフェストを返信する流れとなっている。これによって、“川下”で廃棄物が適正に処理されていることを排出事業者が把握する。

産業廃棄物とマニフェストの流れ

⁵ 例外的に、以下の処理業者に委託する場合は、マニフェストを交付しなくてもよい。①専ら再生利用の目的となる産業廃棄物（古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維）のみの収集運搬または処分を業として行う者、②環境大臣の広域認定あるいは再生利用認定を受けている者、③都道府県知事の再生利用個別指定を受けている者等

⁶ シュレッダーダストのように複数の産業廃棄物が発生段階から一体不可分の状態で混合している場合は、これを1つの種類として交付して差し支えない。



資料出所：岐阜県パンフレット「産業廃棄物の適正な取り扱いについて－排出事業者の処理責任（概要）－」

2) 処理終了の確認と都道府県への報告義務

マニフェストを交付した排出事業者は、交付後 90 日以内に⁷、委託した産業廃棄物の中間処理が終了したことをマニフェストで確認し、また交付後 180 日以内⁸に最終処分が終了したことを確認する義務を負う。

これらの期限を過ぎても処理業者からマニフェストによる処理終了報告がない場合には、排出事業者は、委託した産業廃棄物の処理状況を把握し、適切な措置（新たな処理を委託しない、委託契約を解除して他の処理業者等に処分を委託し直す、再委託基準に則って他の処理業者に再委託させる等）を講じたうえで、顛末を記した報告書を都道府県等に提出しなければならない（法第 12 条の 3 第 8 項）。

同様に、返送されたマニフェストに所定の事項が記載されていないか、虚偽の記載を発見した場合についても、上述の措置と都道府県への報告義務を果たさなくてはならない（法第 12 条の 3 第 8 項）。都道府県に報告書を提出する際の期限は、次のように規定されている。

区分	報告期限
送付期限内にマニフェストが返送されないとき	期限を経過した日から 30 日以内に報告
所定の事項が記載されていないマニフェストの返送を受けたとき	当該マニフェストの送付を受けた日から 30 日以内
虚偽の記載のあるマニフェストの返送を受けたとき	虚偽の記載があることを知った日から 30 日以内

3) 定期報告と保管

このほか、マニフェスト交付者は、毎年 6 月 30 日までに、前年の 4 月 1 日からその年の

⁷ 特別管理産業廃棄物の場合は、交付後 60 日以内に確認すること

⁸ 中間処理を経由せずに最終処分する場合は、交付後 90 日以内に確認すること

3月31日までの1年間に交付したマニフェストの状況について、▽事業場の名称・所在地▽産業廃棄物の種類▽排出量▽管理票の交付枚数▽運搬受託者の氏名・許可番号▽処分受託者の氏名・許可番号等——等々を都道府県知事等に報告することが義務づけられている（法第12条の3第7項）。

また控えとして切り取ったマニフェスト、“川下”の業者から返送されてきたマニフェストは5年間保管することが義務づけられている。

4) マニフェストに記載する事項

マニフェストには以下の事項を記載する必要がある。

マニフェストの記載事項

- ① 交付年月日及び交付番号
- ② 事業者（排出者）の氏名または名称、住所
- ③ 産業廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地
- ④ マニフェスト交付担当者の氏名
 - ・ 実際にマニフェストの交付を担当した従業員の氏名を記載すること。
- ⑤ 産業廃棄物の種類、数量、荷姿
 - ・ シュレッターダストのように複数の産業廃棄物が発生段階から一体不可分の状態で混合している場合は、その混合物の一般的な名称を記載して差し支えない。
 - ・ 「数量」の記載は、重量、体積、個数などいずれの単位系でも差し支えない。
 - ・ 「荷姿」は、バラ、ドラム缶、ポリ容器など具体的な荷姿を記載する。
 - ・ スレート板等の石綿含有産業廃棄物の処理を委託する際には、「産業廃棄物の種類」欄の余白に「石綿含有産業廃棄物」と記載し、他の建設廃棄物と区分して排出しなければならない。
- ⑥ 最終処分を行う場所の所在地
 - ・ 中間処理を委託する場合であっても記載する。
- ⑦ 運搬または処分を受託した者（処理業者）の氏名または名称、住所
- ⑧ 運搬先の事業場の名称及び所在地並びに積替えまたは保管を行う場合はその場所の所在地

5) 電子マニフェスト

平成10年からは「電子マニフェスト」も導入されている。

電子マニフェスト制度は、紙に記載しているマニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者が情報処理センター（公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（JWNET））を介したネットワークで情報のやり取りを行う仕組みである。

電子マニフェストは、帳簿の作成が簡単、記載漏れの防止など、導入のメリットがあるとされる。詳細はJWNETのホームページを参照のこと。<http://www.jwnet.or.jp/>

【罰則等】（一部再掲）

・ マニフェスト不交付・未記載・虚偽記載

…排出事業者が、マニフェストを交付せず、または必要な事項を記載せず、もしくは虚偽の記載をしてマニフェストを交付した場合は、6月以下の懲役、または50万円以下の